

公立小・中学校の適正規模について（指針）

～未来の子どもたちのために～

平成20年4月
茨城県教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 小・中学校の適正規模の基準・・・・・・・・	2
2 適正配置を進めるにあたっての考え方・・・・・・・・	3
3 適正配置に際して留意すべき事項・・・・・・・・	4
4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援・・・・・・・・	5

はじめに

学校においては、児童生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定の規模が必要であるが、急激な少子化の進行に伴い、本県において学校の小規模化や複式学級が増加しており、今後の人口推計からもその傾向は加速していく。

また、このような状況を踏まえて市町村教育委員会において、小・中学校の適正規模や適正配置に向けた取組を検討しようとするなかで、県として望ましい適正規模の基準について提示することが強く望まれている。

学校の適正規模や適正配置については、設置者である市町村がそれぞれの歴史や地域との関わりを考慮しながら主体的に判断するべきものであるが、県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示すものである。

1 小・中学校の適正規模の基準

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
- 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

2 適正配置を進めるにあたっての考え方

本県においては、上記の適正規模の基準を下回る学校が半数以上を占めており、市町村においては、これらの学校について地域の実情や児童生徒数の推移等を勘案し適正規模化に向けた積極的な検討を行う必要がある。検討するにあたっては、下記の例に加えて、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村内の小・中学校の適正配置を図る必要がある。

- 児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- 小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。
- 中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
- 過去に児童生徒の増加により分離新設された学校を持つ市町村においては、急激な児童生徒の減少が生じている小・中学校を持つ場合もある。

これらの学校においては、本来の学区を分離新設により分割した場合が多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。

※ 学校規模などから、統合を実施しても適正規模になることが見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

3 適正配置に際して留意すべき事項

- 小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関しての取組などについて十分な議論を行うこと。
- 適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏などを考慮しながら検討すること。
- 小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安の解消などに配慮すること。
- 地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- 小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細やかな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- 各学校で行われている、地域との密接な関係による特色のある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。

4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援

- 児童生徒の望ましい教育環境を求めて適正配置を行う市町村に対して、他県及び本県における取組状況などの情報提供や適切な指導助言を行う。
- 小・中学校の適正規模に向けた統合を実施する市町村に対して、県として、教職員の配置、広域化する児童生徒の通学への市町村での対応、教育環境の改善のための検討などの市町村に必要とされる支援措置について引き続き検討を行う。